

様式第2号（第8条関係）

意見等に対する実施機関の考え方

- 1 対象事案名 第4期行橋市障害福祉計画
- 2 意見等募集期間 平成27年2月2日～平成27年2月20日
- 3 意見の概要及び実施機関の考え方

意見の概要	実施機関の考え方
地域生活支援事業において、言語障害等の言語訓練を必要とする障害のある者に対し、意思疎通を支援する事業についても検討してほしい。	<p>ご要望のような事業は、地域生活支援事業の実施について（障発第0801002号平成18年8月1日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙1「地域生活支援事業実施要綱」において、実施事業として規定されていません。</p> <p>また、一般的に言語訓練等を行う言語聴覚士については、国家資格であり専門知識や技能を要するものであるため、人材の確保等が大変難しい状況にあります。</p> <p>以上のことにより、第4期行橋市障害福祉計画の期間（平成27年度～平成29年度）に実施することは難しいと考えますが、今後、国や県への要望等はしていきます。</p>

【お問合せ先】

行橋市 福祉部 地域福祉課 障がい者支援係

T E L : 0930-25-1111（内線 1151）

F A X : 0930-22-7952